

第1号議案 佐賀市地域公共交通計画の変更について

1 背景

本市の公共交通の要である路線バスは、人口減少や少子化、さらにはコロナの影響により、利用者数がコロナ禍前の水準までには回復しておらず、ドライバー不足や物価高騰も相まって、事業の継続に支障が生じている。

また、今後の人口減少社会を見据え、コンパクト+ネットワークの実現に向けた、まちづくりと交通が連動した取組を進めていく必要がある。

そのためには、公共交通ネットワークの見直しの他、ダイヤ・運賃などのサービス面の改善を含め、地域のニーズにきめ細かく対応することが重要であり、本市が主体性をもってバス事業者と連携し、利便性の高いバスサービスの持続可能な提供を確保していくことが必要である。

2 変更理由

利用者の利便の増進に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供を図る事業（利便増進事業）を実施するための計画である「佐賀市地域公共交通利便増進実施計画」の作成に当たっては、佐賀市地域公共交通計画において、利便増進事業に関する事項を定める必要があるため。

【地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第27条の14第1項】

3 変更内容

佐賀市地域公共交通計画の一部を、新旧対照表のとおり変更する。

佐賀市地域公共交通計画の一部改正新旧対照表

現行				改正後（案）																											
3 将来ネットワーク 3-2 交通結節点 <p style="text-align: center;">表 佐賀市内の交通結節点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>役割</th> <th>該当交通結節点</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要交通結節点</td> <td>広域交通と、主幹線交通や副幹線交通、支線交通、その他交通が結節し、市外や県外への移動を支える</td> <td>佐賀駅*、久保田駅*、佐賀駅バスセンター*、尼寺バス停、諸富橋バス停、徳万バス停</td> <td>★：佐賀県地域公共交通計画で定義</td> </tr> <tr> <td>乗り継ぎ拠点</td> <td>主幹線交通と、副幹線交通や支線交通が結節し、市内の移動を支える</td> <td>富士支所前バス停、三瀬支所前バス停、東与賀支所前バス停、川副支所前バス停</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	役割	該当交通結節点	備考	主要交通結節点	広域交通と、主幹線交通や副幹線交通、支線交通、その他交通が結節し、市外や県外への移動を支える	佐賀駅*、久保田駅*、佐賀駅バスセンター*、尼寺バス停、諸富橋バス停、徳万バス停	★：佐賀県地域公共交通計画で定義	乗り継ぎ拠点	主幹線交通と、副幹線交通や支線交通が結節し、市内の移動を支える	富士支所前バス停、三瀬支所前バス停、東与賀支所前バス停、川副支所前バス停		3 将来ネットワーク 3-2 交通結節点 <p style="text-align: center;">表 佐賀市内の交通結節点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>役割</th> <th>該当交通結節点</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要交通結節点</td> <td>広域交通と、主幹線交通や副幹線交通、支線交通、その他交通が結節し、市外や県外への移動を支える</td> <td>佐賀駅*、久保田駅*、佐賀駅バスセンター*、尼寺バス停、諸富橋バス停、徳万バス停</td> <td>★：佐賀県地域公共交通計画で定義</td> </tr> <tr> <td>乗り継ぎ拠点</td> <td>主幹線交通と、副幹線交通や支線交通が結節し、市内の移動を支える</td> <td>佐賀市交通局、富士支所前バス停、三瀬支所前バス停、東与賀支所前バス停、川副支所前バス停</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	役割	該当交通結節点	備考	主要交通結節点	広域交通と、主幹線交通や副幹線交通、支線交通、その他交通が結節し、市外や県外への移動を支える	佐賀駅*、久保田駅*、佐賀駅バスセンター*、尼寺バス停、諸富橋バス停、徳万バス停	★：佐賀県地域公共交通計画で定義	乗り継ぎ拠点	主幹線交通と、副幹線交通や支線交通が結節し、市内の移動を支える	佐賀市交通局、富士支所前バス停、三瀬支所前バス停、東与賀支所前バス停、川副支所前バス停	
区分	役割	該当交通結節点	備考																												
主要交通結節点	広域交通と、主幹線交通や副幹線交通、支線交通、その他交通が結節し、市外や県外への移動を支える	佐賀駅*、久保田駅*、佐賀駅バスセンター*、尼寺バス停、諸富橋バス停、徳万バス停	★：佐賀県地域公共交通計画で定義																												
乗り継ぎ拠点	主幹線交通と、副幹線交通や支線交通が結節し、市内の移動を支える	富士支所前バス停、三瀬支所前バス停、東与賀支所前バス停、川副支所前バス停																													
区分	役割	該当交通結節点	備考																												
主要交通結節点	広域交通と、主幹線交通や副幹線交通、支線交通、その他交通が結節し、市外や県外への移動を支える	佐賀駅*、久保田駅*、佐賀駅バスセンター*、尼寺バス停、諸富橋バス停、徳万バス停	★：佐賀県地域公共交通計画で定義																												
乗り継ぎ拠点	主幹線交通と、副幹線交通や支線交通が結節し、市内の移動を支える	佐賀市交通局、富士支所前バス停、三瀬支所前バス停、東与賀支所前バス停、川副支所前バス停																													
4 将来像の実現に向けた課題、目標、施策 4-1-3 施策 施策2：路線バスのEBPM（証拠に基づく政策立案）の推進 利用実績データや市民や来訪者の移動需要データ、市民等の意見を基に、継続的に現状のサービスの検証を行い、必要に応じてサービス改善を行う。				4 将来像の実現に向けた課題、目標、施策 4-1-3 施策 施策2：路線バスのEBPM（証拠に基づく政策立案）の推進 利用実績データや市民や来訪者の移動需要データ、市民等の意見を基に、継続的に現状のサービスの検証を行い、必要に応じてサービス改善を行う。																											
事業2-①：路線バスサービス改善検討・実施（EBPM） データ分析結果をもとに、路線バスのサービス改善を検討し、必要に応じてルート変更やダイヤ変更、運行形態変更などを検討する。 実施主体：佐賀市、バス事業者				事業2-①：路線バスサービス改善検討・実施（EBPM） 〔地域公共交通利便増進事業〕 データ分析結果をもとに、路線バスのサービス改善を検討し、必要に応じてルート変更やダイヤ変更、運行形態変更などを検討する。																											

<p>実施時期：令和5年度～</p>	<p>実施主体：佐賀市、バス事業者 実施時期：令和5年度～</p>
<p>施策4：各地域拠点へのラストワンマイルの導入</p> <p>公共交通空白地域や公共交通不便地域において、路線バスから先の末端交通を担う交通サービス（ラストワンマイル）の導入等を地域と協働して検討する。</p> <p>事業4-②：交通結節点の整備</p> <p>路線の新設や新たなモビリティの導入に伴い交通結節点を設ける場合等に必要なハード整備の支援を検討する。</p> <p>実施主体：佐賀市 検討時期：令和5年度～</p>	<p>施策4：各地域拠点へのラストワンマイルの導入</p> <p>主要結節点や乗り継ぎ拠点等において、路線バスから先の末端交通を担う交通サービス（ラストワンマイル）の導入等を地域と協働して検討する。</p> <p>事業4-②：交通結節点の整備〔地域公共交通利便増進事業〕</p> <p>路線の新設や新たなモビリティの導入に伴い交通結節点を設ける場合等に必要なハード整備の支援を検討する。</p> <p>実施主体：佐賀市 検討時期：令和5年度～</p>
<p>施策6：路線バスのサービス改善</p> <p>複数のバス事業者が運行する区間や交通拠点において、利便性の増進に向けて事業者間のサービス調整を推進する。</p> <p>事業6-①：利便増進事業</p> <p>バス事業者間のダイヤを調整し、パターンダイヤや等間隔運行を検討する。</p> <p>実施主体：佐賀市、バス事業者 実施時期：令和5年度～</p>	<p>施策6：路線バスのサービス改善</p> <p>複数のバス事業者が運行する区間や交通拠点において、利便性の増進に向けて事業者間のサービス調整を推進する。</p> <p>事業6-①：ダイヤ等サービスの調整</p> <p>バス事業者間のダイヤを調整し、パターンダイヤや等間隔運行を検討する。</p> <p>実施主体：佐賀市、バス事業者 実施時期：令和5年度～</p>
<p>施策8：公共交通分野へのキャッシュレス決済対応</p> <p>鉄道、路線バスについては引き続きICカードでの支払いサービスを展開するとともに、タクシー等でもキャッシュレス決済に対応できるよう取組を促進する。</p>	<p>施策8：公共交通分野へのキャッシュレス決済対応</p> <p>公共交通分野でもキャッシュレス決済に対応できるよう取組を促進する。</p>

<p>事業8-①：タクシーへのキャッシュレス決済の導入検討</p> <p>タクシーに IC カードやバーコード決済の導入を検討する。</p> <p>実施主体：タクシー事業者 検討時期：令和5年度～</p> <p>施策9：使いやすい運賃施策の展開</p> <p>事業9-①：企画乗車券の展開</p> <p>企画乗車券の販売を検討する。</p> <p>実施主体：バス事業者、佐賀市 検討時期：令和5年度～</p>	<p>事業8-①：公共交通へのキャッシュレス決済の導入推進 〔地域公共交通利便増進事業〕</p> <p>鉄道、路線バス及びタクシーにカード決済やバーコード決済の導入を推進する。</p> <p>実施主体：鉄道事業者、路線バス事業者、タクシー事業者 検討時期：令和5年度～</p> <p>施策9：使いやすい運賃施策の展開</p> <p>事業9-①：企画乗車券の展開 〔地域公共交通利便増進事業〕</p> <p>企画乗車券の販売を検討する。</p> <p>実施主体：バス事業者、佐賀市 検討時期：令和5年度～</p>
---	--

なお、再掲箇所及び施策・事業のスケジュールに上表の現行の記載がある場合、上表と同様に変更する。